

		6 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。		1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条の2の規定により指示をすること。 2 同法第9条の3の規定により公正取引委員会への措置請求をすること。 3 同法第9条の4第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。	
		7 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関すること。			1 同法第40条第1項又は第2項に定める報告の徴収に関すること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査をすること。
		8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関すること。		1 同法第85条第1項の規定により特定製品の提出を命ずること。	1 同法第83条第1項の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第84条第1項の規定により立入検査をすること。
		9 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。	1 同法第8条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。 2 同法第39条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。 3 同法第47条の規定により業務の停止を命ずること及びその旨を公表すること。	1 同法第7条、第38条又は第46条の規定により指示をすること。 2 同法第66条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。	